別紙１

事　務　連　絡
令和５年５月２日

学校施設利用の皆様へ

スポーツ振興課長　橋本　忠幸
学校施設管理課長　絵野沢　秀雄

学校施設利用時のルール変更について

令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されますが、感染症予防のため、学校施設利用時には引き続き以下の点についてご留意いただき、ご利用いただきますようお願いいたします。

記

1　学校施設利用前について
（1）体調不良時は参加を見合わせてください。
（2）施設利用前に、石けんと流水による手洗いや手指消毒を行ってください。

2　学校施設利用中の換気について
（1）換気扇がある場合は、常時作動させてください。
（2）換気扇がない場合は、窓を開けるなど定期的な換気をしてください。

3　適用時期について
令和5年5月8日（月）以降、当面の間実施することといたします。

4　区施設の施設使用料還付に係る特例の廃止について
（1）これまでは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止」を理由とした施設使用料の「振替」「還付」申請があった場合、特例として対応してきましたが、令和5年5月8日（月）以降は、足立区立学校施設使用条例及び足立区立学校施設使用条例施行規則等に基づき、通常の取り扱いとなります。

5　問い合わせ先
（1）足立区　地域のちから推進部　スポーツ振興課
電話：03－3880－5826
（2）足立区　学校運営部　学校施設管理課
電話：03－3880―5965